

有料老人ホーム等におけるケアプラン点検支援業務 仕様書

1 委託業務名

有料老人ホーム等におけるケアプラン点検支援業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

3 業務目的

ケアプラン点検とは、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、居宅介護支援事業者に資料提出を求め、又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するもの。

近年、有料老人ホーム等では、経営・運営主体やサービスの提供形態も多様化している上に、ケアプランを作成する際には入居者本意ではなく「運営法人からの指示」があることもあり、市町村職員のみで効果的な点検をすることは困難である。

国においては、住宅型有料老人ホーム等で、入居者のニーズを超えた過剰なサービスを位置づけているケアプランが見受けられるため、これらのケアプラン点検の実施に当たり、都道府県が市町村と連携して取り組むことが重要とされており、奈良県においても、有料老人ホーム等のケアプラン点検を市町村が効果的に実施できるようノウハウを持った専門家の派遣等により支援を行う。

4 委託業務の内容等

（1）ケアプランの抽出支援

受託者は、市町村が対象となるケアプランの抽出を行うにあたり、国保連合会から送付される給付実績の帳票を活用した具体的で分かりやすい抽出方法を提案し、市町村に周知する。

（2）ケアプラン点検、ヒアリングの実施等

受託者は、市町村が抽出した対象事業所から提出された書類に基づき、市町村と事前打合せを行った上で、市町村と共に（1）で抽出した該当のプランを作成した介護支援専門員に対し、面談（オンライン含む）にてヒアリングを実施し、ケアプラン作成に係る助言等を行う。対象となるケアプランは、合計80件程度とする。また、実施に当たっては、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」に沿ったものとする。

（3）研修の実施

（2）の結果を踏まえ、市町村職員を対象とした、より効果的な有料老人ホーム等のケアプラン点検実施につながる研修会を開催する。

（4）報告書の作成

- ① 受託者は、（2）による介護支援専門員へのヒアリング実施ごとに、県が定める期日までに、県が定めるヒアリング実施報告書を県に1部提出する。
- ② 業務の実施後、今後有料老人ホーム等のケアプラン点検を実施するにあたり、参考となる最終報告書を県に提出する。

（5）その他業務に当たっては、県と協議の上決定する。

5 運営体制等

- (1) 受託者は、業務の遂行に必要な指導監督を行う者として、統括責任者を1名選任し、業務実施体制図を県に提出し、了承を得ること。
- (2) ケアプラン点検及びヒアリングを行う者は、以下の要件を満たすこと。
 - ① 主任介護支援専門員資格者であること。
 - ② 過去にケアプラン点検業務を行ったことがある者で、業務内容を熟知し、居宅介護支援事業所等へ適切な助言を行うことができる者であること。

6 成果品及び納入場所

(1) 成果品

- ① ヒアリング実施報告書〔4(4)①〕
- ② 有料老人ホームのケアプラン点検に係る最終報告書（任意様式）〔4(4)②〕
80部及び電子媒体1式

(2) 上記成果品の納期

- ① 県が定める期日（契約後、協議により決定）
- ② 令和8年3月23日（月）

(3) 納入場所

奈良県福祉保険部 介護保険課

7 その他

- (1) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、県に帰属するとともに、第三者の権利を侵害しないこと。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。
- (2) 本業務を受託しようとする者は、別紙1「個人情報取扱特記事項」及び別紙2「遵守事項」を理解した上で受託すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、業務内容及び業務実施スケジュールについて速やかに県と協議すること。また、県と受託者間で綿密な連絡調整を行うため、業務実施スケジュールに応じて随時協議することとし、議事録は受託者が作成し、県の了解を得ること。なお、協議の方法については必要に応じてWEBによる協議を行うこととする。また、県から業務の改善を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。
- (4) 業務完了後、できるだけ速やかに個人情報（紙、電子データの全て）を破棄又は消去した上で復元できないように処理し、廃棄・消去証明書を提出すること（任意様式）。
- (5) その他本仕様書に記載のない事項、不測の事態の対応等については、県と受託者、両者協議の上決定する。

<別紙 1>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第 4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第 5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第 6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。